

静岡センタ

平成29年 平成30年
10月～3月

講習のご案内

当センタは、フォークリフト・玉掛け・車両系などの技能講習、特別教育、安全衛生教育など、お客様のニーズにあったものをお選び頂けるよう、様々な講習を実施しております。フォークリフトは環境にやさしいバッテリー車を取揃え、初めての方でも安心して受講頂ける環境作りを目指し、スタッフ一同、皆様をお待ちしております。



アクセス

- 電車でお越しの方
 - ・JR東海道本線「東静岡駅」からタクシーで約8分、「草薙駅」からタクシー約7分
 - ・静岡鉄道「県総合運動場駅」から徒歩約15分
- 車でお越しの方
 - 【浜松方面から】国道1号線 国吉田交差点を左折し、最初の信号を右折して突き当たり
 - 【富士・清水方面から】東名高速清水ICより静岡バイパスへ鳥坂IC左折し県道67号線を直進→富士見橋交差点を左折し、最初の信号を左折し突き当たり

宿泊のご案内

当センタでの受講に便利な宿泊施設は下記の通りです。宿泊ご希望の方は、直接ご予約をお願いします。

静岡ホテル時の栖
(当センタより車で10分)

〒422-8006 静岡市駿河区曲金6丁目1番54号
TEL.054-285-0001
<http://www.tokinოსumika.com/stokinosumika/>
駐車場 90台(無料)

ウェブサイト、スマホから **24時間いつでも予約OK!**

ホームページから「講習日程を見る」で空き状況を確認の上、ご予約ください。

※予約は先着順となります。



予約をしてから**受講希望日の1週間前まで**に届くように必要書類を郵送してください。確認できない場合は自動的にキャンセルとなりますので、再度のご予約をお願い致します。お申込み完了後に**受講票を発行**しますので、書類提出後2～3日中に届かない場合は必ずご連絡ください。

スマホはコチラから▶



静岡労働局長登録教習機関

コマツ教習所株式会社 静岡センタ

〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田1-11-30
TEL.054-262-0005 FAX.054-262-0019

受講要件等と受講費用

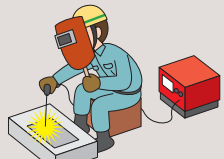
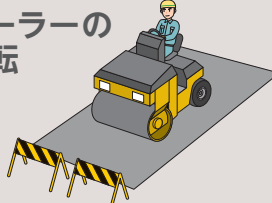
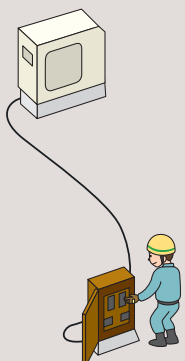
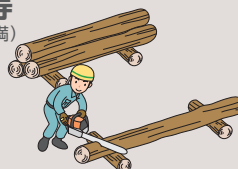

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 【登録番号：第56-1号】 【登録有効期限：H31.3.30】	14H	2	■大型特殊自動車免許を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。■不整地運搬車運転技能講習を修了された方	43,840	2,160	46,000	○	
	18H	3	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ■最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	51,840	2,160	54,000	○	
	38H	6	■受講要件はありません	102,840	2,160	105,000	○	○
フォークリフト運転技能講習 【登録番号：第56-3号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	22,840	2,160	25,000		
	15H	3	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。	30,840	2,160	33,000		
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	38,840	2,160	41,000		○
	35H	5	■受講要件はありません	42,840	2,160	45,000		
ショベルローダー等運転技能講習 【登録番号：第56-4号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、年次検点検査写しが必要です。	33,840	2,160	36,000		
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	68,840	2,160	71,000		○
小型移動式クレーン運転技能講習 【登録番号：第56-5号】 【登録有効期限：H31.3.30】	16H	3	■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■揚貨装置運転士免許を有する方 ■玉掛け技能講習を修了された方	35,840	2,160	38,000	○	○
	20H	3	■受講要件はありません	40,840	2,160	43,000	○	○
不整地運搬車運転技能講習 【登録番号：第56-7号】 【登録有効期限：H31.3.30】	11H	2	■1級の建設機械施工技術検定(トラクター系以外)に合格された方 ■2級の建設機械施工技術検定(第2～6種)に合格された方 ■大型特殊自動車免許を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査写しが必要です。■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方	40,840	2,160	43,000	○	
高所作業車運転技能講習 【登録番号：第56-6号】 【登録有効期限：H31.3.30】	12H	2	■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方	39,840	2,160	42,000	○	○
	14H	2	■建設機械施工技術検定に合格された方 ■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方	41,840	2,160	44,000	○	○
玉掛け技能講習 【登録番号：第56-8号】 【登録有効期限：H31.3.30】	15H	3	■クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許のいずれかを有する方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方	22,840	2,160	25,000	○	○
	19H	3	■受講要件はありません	26,840	2,160	29,000	○	○
ガス溶接技能講習 【登録番号：第56-9号】 【登録有効期限：H31.3.30】	13H	2	■受講要件はありません	22,136	864	23,000	○	○
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 【登録番号：第56-2号】 【登録有効期限：H31.3.30】	5H	1	■車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方	19,840	2,160	22,000	○	
特別教育	コース	日数	講習対象	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付
小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転業務	17,840	2,160	20,000	○	
ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	15,840	2,160	18,000	○	
アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	20,920	1,080	22,000	○	
電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	16,352	648	17,000	○	
伐木等の業務(別第36条第8号の2)	13H	2	胸高直径70cm未満の伐木、20cm未満のかり木木の処理または造材の業務	15,457	1,543	17,000		
研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	10,812	1,188	12,000		
酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	10,970	1,030	12,000		
粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	10,352	648	11,000		
巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	ウインチを使う業務	13,970	1,030	15,000	○	
安全衛生教育	コース	日数	講習対象	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	資格取得後、おおむね5年ごと	10,355	1,645	12,000		
刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	10,920	1,080	12,000		
チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	8,812	1,188	10,000		
職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	18,940	2,060	21,000		
有機溶剤業務従事者(基発第337号)安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	11,136	864	12,000		
丸のこ等作業従事者教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	7,970	1,030	9,000		

技能講習のご案内

各種建設機械・荷役運搬機械等で作業される方は、労働安全衛生法第61条で定められている技能講習を受講して、修了証を取得・携帯していなければなりません。

<p>車両系建設機械 整地・運搬・積込み用及び掘削用 (機体質量3t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●ドラグ・ショベル (クローラ式油圧パワーショベル) ●ホイールローダー(4輪駆動) ●ブルドーザー 	<p>フォークリフト (最大荷重1t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●カウンタバランスフォークリフト ●リーチフォークリフト
<p>小型移動式クレーン (つり上げ荷重5t未満)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●積載型トラッククレーン ●クローラクレーン 	<p>不整地運搬車 (最大積載量1t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●ゴムクローラ式不整地運搬車 ●ホイール式不整地運搬車
<p>高所作業車 (最大作業床高さ10m以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●伸縮ブーム型高所作業車 ●垂直昇降型高所作業車 	<p>車両系建設機械 解体用 (機体質量3t以上)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●解体用つかみ機 ●ブレーカ ●鉄骨切断機 ●コンクリート圧碎機
<p>玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック)</p>  <p>ガス溶接</p> 	

特別教育のご案内

<p>アーク溶接</p> 	<p>ローラーの運転</p> 	<p>低圧電気取扱</p> 
<p>伐木等 (70cm未満)</p> 	<p>研削といしの取替え等</p> 	

安全衛生教育のご案内

<p>刈払機</p> 	<p>丸のこ</p> 
---	---

講習予約から資格取得までの流れ

STEP 1 **受講コースと日程を選ぶ** —WEBサイト内の「講習日程を見る」で現在の空き状況が確認できます。—

- 取得したい資格により受講コース(日数・時間)が異なります。
- 受講要件をご確認の上、該当するコースをお選びください。 ※各コースとも定員数になり次第、予約を締め切ります。

STEP 2 **予約する(申込み完了ではありません)**

- 空き状況の確認が取れたら、必ずWEBサイト、スマートフォン、または電話にて受講の予約をしてください。
- 〈WEB予約〉パソコン、スマートフォンから**24時間受付**
- 〈電話予約〉Tel.054-262-0005(平日8:30~17:15)
- ※ご予約後ご希望の日程に空きが出た場合は、日程変更も可能です。空き状況をご確認の上、ご連絡ください。 ※外国籍の方は、ご予約前にお問合せください。

STEP 3 **申込み(必要書類の提出)**

- 受講希望日の**1週間前までに**受講申込書と下記書類が届くように郵送または窓口へ持参してください。
- 〈窓口持参〉8:30~17:15(休業日にご注意ください)
- 期限内に書類を確認できない場合は**自動的にキャンセル**となりますので、再度空き状況を確認の上ご予約ください。
- ※予約がキャンセルになった旨のご連絡はしておりませんのでご注意ください。
- ※予約されずに受講申込書類等を郵送またはご持参頂いても、ご希望の講習日に受講できないことがありますのでご了承ください。

<p style="text-align: center;">① 受講申込書</p> <p>WEBサイトからダウンロードすることができます。 郵送またはFAXによる送付をご希望の方はセンタまでご連絡ください。</p>	<p style="text-align: center;">② 本人が確認できる身分証明書</p> <p>運転免許証、住民票、在留カード等(詳しくはお尋ねください)。 ※個人番号[マイナンバー]が記載された本人確認証明書は受付できません。マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">③ 受講資格に必要な証明書</p> <p>本パンフレットまたは受講申込書に記載している「受講資格」を確認し、証明になる書類等を添付してください。 ※資格を有しないコースは不要です。</p>
---	--	--

STEP 4 **受講票の確認(申込み完了)** ※当日は受講票(受講番号)がない方は受講できません。

- 必要書類の到着後、お申込み完了の通知として**2営業日以内**に受講票を発送(FAXまたは郵送)します。
- 受講票がお手元に届かない場合、お申込みが完了していないこともございますので、お手数ですが書類提出後2~3日中に必ずご連絡ください。
- ※ご連絡頂けない場合、定員満了の際は講習日の変更をして頂く可能性もありますのでご了承ください。

STEP 5 **受講費用のお支払い** ※受講票(受講番号)のない方はお振込みになれません。

- 事前振込みは受講日の**3日前(土日祝含まず)まで**にお振込みください。
- ※振込手数料はお客様負担となります。 ※講習のお申込み完了後、受講票がお手元に届いてから振込確認書(ホームページからダウンロードできます。FAX・郵送をご希望の方はお電話でご依頼ください)に受講番号等の必要事項を明記の上、振込予定日前にFAXにて送付してください。
- 現金お支払いの場合は、受講当日の朝に受付でお支払いください。 ※講習日初日受付終了時までには受講費用未納の方は受講できません。

STEP 6 **受講当日** ※持ち物・注意事項は受講票をよくお読みください。

- 受講当日は朝**8時**より受付を開始します。写真撮影がありますのでお早めにご来所ください。

<p style="text-align: center;">① 写真撮影</p> <p>撮影BOXにて受講番号を入力して写真撮影をしてください。(無料)</p>	<p style="text-align: center;">② 教室</p> <p>写真撮影後、教室へお入りください。</p>	<p style="text-align: center;">③ 受付</p> <p>受講申込書等の提出および受講料をお支払いください。必要書類の原本確認と資格確認をさせて頂いた後、オリエンテーションを実施します。</p>	<p style="text-align: center;">④ 講習開始</p> <p>8時30分より講習を開始します。学科試験および実技試験があります。(一部ないコースもあり)終了時間はコースにより異なります。</p>
--	---	--	--

※当センタで取得した「修了証」は1枚に統合できますので、ご希望の方は受講初日の受付の際に修了証を提出してください。(統合は、技能講習・特別教育および安全衛生教育ごととなります) ※昼食は、弁当の取り寄せができます。ご希望の方は来所時に各自でお申込みください。(料金別途、日曜日は除く) ※受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり、受講費用の返金は致しません。 ※天候等の諸事情により、講習日程を変更することもあります。

- 実技時の服装:できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、運動靴か安全靴を履いてください(ランニング・半ズボン・サンダル等は禁止です)。
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸し致します。

STEP 7 **修了・修了証交付**

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

※講習前日および当日に受講をキャンセルされる場合は、別途キャンセル料を頂くことがありますのでご了承ください。やむを得ずキャンセルの場合は、お預かりした書類をご返却する旨をご連絡致しますが、一定期間ご連絡が取れない場合には当センタで破棄します。 ※最少開催人数に満たない場合は講習を中止することがありますのでご了承ください。 [個人情報取扱について] お客様から頂いた受講申込書の記載事項については以下の目的で使用致します。 ①受講申込書の内容確認、受講資格確認および受講票送付 ②受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施 ③資料請求・お問合せにお応えするため。

各種制度のご案内

<p>会社支給 建設労働者確保育成助成金(技能実習コース)</p> <p>建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。</p> <p><受給要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険料率が12/1,000であること。 ●資本金が3億円以下または従業員300人以下。 ●受講者が雇用保険の被保険者であること。 <p>☆講習申込み時に受講申込書の助成金制度の利用に○をして提出して頂いた方へ、受講修了後に関連書類をお渡し致します。</p> <p>☆講習開始の2ヶ月~1週間前までに「計画書」を労働局へ提出してください。</p> <p>※詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください。</p>	<p>個人に支給 一般教育訓練給付金 受講料の20%を給付</p> <p><受給要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険の一般被保険者であり(在職中)、受講開始日において支給要件期間が3年以上ある方。 ●一般被保険者でない方(離職者)のうち、離職日より1年以内に受講され、かつ支給要件期間が3年以上ある方。 <p style="text-align: center;">静岡センタ対象コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習/38H ■フォークリフト運転技能講習/31H ■ショベルローダー等運転技能講習/31H ■小型移動式クレーン運転技能講習/20H・16H ■高所作業車運転技能講習/14H・12H ■玉掛け技能講習/19H・15H ■ガス溶接技能講習
--	--